

# 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(令和 5 年 5 月 8 日以降)

木更津市教育委員会



新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の 5 類感染症に移行することとなりました。これにともない、県および市教育委員会策定のガイドラインは廃止とし、今後の学校における感染症対策を以下のように変更いたします。引き続き、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 1 平時の基本的な対応

### (1) 児童生徒および教職員の健康状態の把握

- ・ コロナ禍以前に行っていた日常の健康観察を通じて、体調の異変やその兆候を把握します。  
※毎朝検温し、学校へ報告(提出)するこれまでの取り組みは、不要となります。
- ・ 発熱やその他普段と異なる症状がある時は、無理をせず休養することが大切ですが、これまでの出席停止のように一律に登校(出勤)を制限することはありません。

### (2) 適切な換気の確保

- ・ 気候上可能な限り、校舎内の常時換気に努めます。
- ・ サーキュレータ、HEPA フィルタ付き空気清浄機、CO<sub>2</sub>モニター等設備の活用を継続します。

### (3) 手洗いや咳エチケットの指導

- ・ 流水と石けんによる手洗いをこまめに行い、手指消毒液は補助的に用いることとします。
- ・ 清潔なハンカチやティッシュを、いつも持ち歩きましょう。

### (4) マスクの取扱い

- ・ 通常の学校教育活動においては、児童生徒および教職員に対して**マスクの着用を求めません**。  
※ただし、校外での活動において、社会一般にマスク着用が推奨される場面は除きます。
- ・ 基礎疾患があるなどの事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることから、**着用の有無による差別や偏見が生じないよう配慮します**。

### (5) 清 掃

通常の清掃活動と手洗いを徹底させ、その他に**日常的な消毒作業は行いません**。

### (6) 給 食(その他の食事場面)

和やかで楽しく食事ができる機会を確保するため、**黙食は行いません**。

### (7) 授業や学校行事等

感染状況が落ち着いている場合は、**(1)~(3)以外に特段の感染症対策は行いません**。

## 2 感染者発生時の対応

(1)出席停止の期間の基準 ■■■ 学校保健安全法施行規則 第19条第2項

**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**

**※無症状の場合は、検体を採取した後5日を経過するまで**

- ・ 症状が軽快とは？ ———— 解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること。
  - ・ 「発症後5日」や「症状軽快後1日」とは？ ————— それぞれの翌日から数えます。
- ★ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(2)濃厚接触者の取扱い

**濃厚接触者の特定は行われず、外出自粛も求められない**ことから、同居家族に感染者がいても感染者と一緒に飲食をしても、**出席停止の対象にはなりません。**

(3)感染不安、医療的ケア、基礎疾患等のある児童生徒の欠席の取扱い

合理的な理由により個別に相談のあった場合は、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能です。

(4)学校連絡メール等による情報発信

学級閉鎖等の特別な場合を除き、**個別の発生連絡は行いません。**



## 3 感染流行(拡大)時における対策

(1)マスクの取扱い

教職員がマスクを着用する、または**児童生徒に着用を促すこともありますが、強制はしません。**

(2)授業や学校行事等

- ・ **「感染リスクが比較的高い学習活動」**においては、一時的に以下の対策を講じることがあります。
  - (例) ・ 「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控える。
  - ・ 児童生徒の間に、触れ合わない程度の「身体的距離」を確保する。
- ・ **各種学校行事**の実施にあたっては、以下の対策を講じることがあります。
  - (例) ・ 手指用アルコール消毒薬を設置する。
  - ・ 参加者には、触れ合わない程度の「身体的距離」を確保する。
  - ・ ICTを活用した、対面とオンラインのハイブリッド方式で開催する。

(3)給食(その他の食事場面)

会食にあたり飛沫を飛ばさないよう注意することが重要なため、**一時的に「対面」を控える**ことがあります。

(4)部活動(合同練習・大会等を含む)

(2)のような対策を一時的に講じながら、**感染拡大の防止に留意**した活動内容や運営方法、活動の停止・延期・中止について検討します。

(5)**臨時休業** ※学級・学年閉鎖および臨時休校

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、これまでと同様に、必要な範囲と期間において臨時休業を実施します。



— 千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター —

24時間(土日・祝日を含む毎日) TEL 0570-200-139

- 発熱など心配な症状が出たときの相談
- どこで受診したらよいか分からない場合の受診先の相談
- 自宅療養中に症状が重くなったときの相談